

第4節 防災行政

～自助・共助と備えの大切さ～

震災対策をはじめ、日常の生活事故防止など、都民生活に直結する当庁の活動について説明しています。



トピックス 20ページ

1 震災対策

(1) 基本方針

首都直下地震など大規模な被害が予測される地震災害から都民の生命及び財産を守るため、「自助」「共助」「公助」の理念を踏まえた基本的対策に基づき、総合的かつ一体的な震災対策を推進しています。

ア 自らの生命は自らが守るための取組の推進（自助）

(ア) 人命安全対策の推進

同時多発が危惧される人的被害を防止及び軽減するため、長周期地震動等に対する家具類の転倒・落下・移動の防止対策、身体の安全確保、適切な避難行動、応急救護等に関する知識技術の普及を図るとともに、事業所の帰宅困難者対策を推進します。

(イ) 出火防止対策の推進

同時多発が危惧される火災の発生を防止するため、電力・ガスの供給再開時を

め、出火要因となる火気使用設備・器具、電気器具、化学薬品及び危険物施設の安全対策を推進するとともに、出火防止行動の普及を図ります。

(ウ) 初期消火対策の推進

同時多発が危惧される火災を早期に消火して延焼拡大を防ぐために、消火器、住宅用火災警報器等の普及を図り、消防用設備等の適正な維持管理を推進するとともに、初期消火行動力の向上を図ります。

イ 自分たちのまちは自分たちで守るための体制の強化（共助）

(ア) 地域防災体制の強化

地域特性に応じた防災体制の強化を図るため、消防団及び東京消防庁災害時支援ボランティアと連携して、町会・自治会等の防災指導や防災まちづくり、地域連携体制づくり等を推進するとともに、木造住宅密集地域等における水利を活用した消火活

動体制の整備を推進します。

(イ) 要配慮者の支援体制の強化

人的被害の集中が危惧される要配慮者の被害を軽減するため、要配慮者情報の把握及び共有化、町会・自治会及び社会福祉施設の協力体制づくり等を推進します。

ウ 被害を最小限にするための消防体制の充実強化（公助）

（ア） 複合災害への対応力の強化

地震、津波等による複合災害、NBC 災害及び孤立地域に対する迅速かつ的確な消防活動を実施するため、地域性・専門性を持った消防救助機動部隊の整備及び空からの部隊投入を考慮した航空消防活動体制の整備を推進します。

（イ） 総合的な消防活動力の充実強化

同時多発が危惧される火災及び救助救急事象に対応するため、消防隊及び救急隊の活動用装備資器材の拡充並びに消防水利の整備及び確保を推進するとともに、長期活動体制や緊急消防援助隊の受援体制の整備及び消防団の災害対応力の充実強化を推進します。

（ウ） 災害情報の収集伝達体制の確立

通信の途絶、ふくそう等による情報の空白及び混乱を解消し、迅速かつ的確な消

防活動を実施するため、地震被害予測システムや画像情報を活用した災害情報の収集体制を充実強化するとともに、多面的な通信ネットワーク及び都民に対する情報伝達体制の整備を推進します。

（エ） 関係機関との連携強化

高度防災都市を実現するため、木造住宅密集地域等における水利確保、要配慮者情報の共有化、地域に根差した防災教育訓練の推進、医療との連携活動、傷病者搬送体制の強化、り災証明の迅速な発行等、関係機関との連携に基づく多面的な施策を展開します。

（オ） 拠点機能の確保

地震、津波等による庁舎の被害を防止及び軽減し、活動拠点としての機能を確保するため、消防庁舎、消防団施設等の耐震化及び機能強化を推進します。

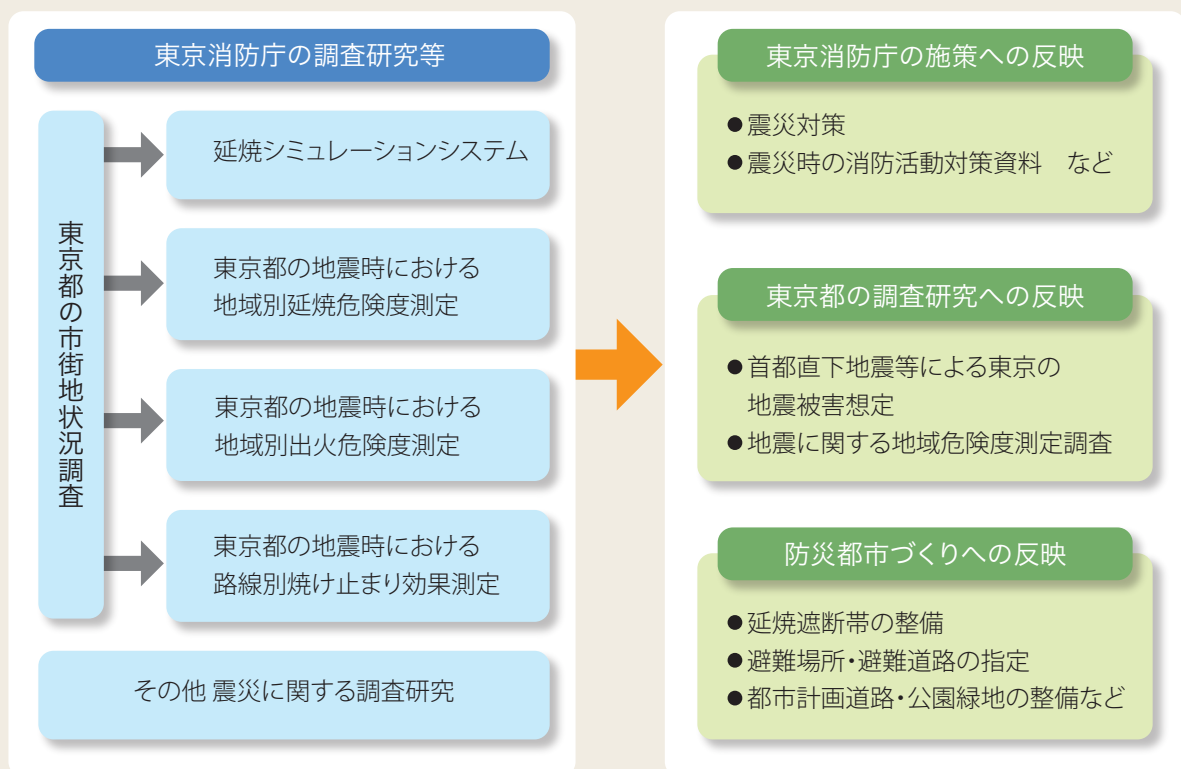


(2) 地震火災に関する調査研究

ア 調査研究の概要

東京消防庁では、地震発生時の火災による被害の危険性について調査や研究を行っています。調査研究の結果は、当庁の震災対策をはじめとして、東京都の地震被害の想定や震災対策、防災都市づくりに幅広く活用されています。(図表2-4-1)

■ 図表2-4-1 調査研究結果の活用



イ 東京都の市街地状況調査

東京都全域（建物の少ない山岳地域等の一部を除く）を対象に、すべての建築物、道路、空地等の状況をデータ化するとともに、町丁目及び250mメッシュを集計単位として、震災の危険度に関する各種指標（建物構造の割合、建物の平均建ぺい率、燃え広がりやすさ、震災時でも通行可能な道路の割合、空地の割合等）を算出します。

（おおむね5年ごとに実施；最新は平成30年度実施 第10回調査）。

調査結果は、他の調査研究及び延焼シミュレーションシステムの基礎データとして使用されています。

ウ 延焼シミュレーションシステム

地震時に発生した多数の火災に対し、火災の拡大状況や延焼方向を予測するもの

です。建物一棟ごとの形状や構造、階数のデータからコンピュータ上に市街地を再現し、出火点や風向き、風速等を入力することで火災の推移や消火に必要な消防隊の数を把握することができます。

エ 東京都の地震時における地域別延焼危険度測定

地震時に出火した場合に、その火災が延焼拡大する危険性を測定したもので、延焼シミュレーションシステムを活用し、町丁目及び250mメッシュを集計単位として算出します（おおむね5年ごとに実施；最新は平成27年度実施 第9回測定）。

測定結果は、震災消防計画及び震災時の水利整備基準に用いられ、地域の防災力向上対策及び延焼拡大防止対策の推進に活用されるほか、東京都が実施している「地震に関する地域危険度測定調査」等の基礎データとして使用されています。

オ 東京都の地震時における地域別出火危険度測定

地震時にどの地域でどのような出火危険が大きいのかを測定したもので、町丁目及び250mメッシュを集計単位として算出します（おおむね5年ごとに実施；最新は平

成28年度実施 第9回測定）。

測定結果は、都民の出火防止対策及び初期消火対策の推進並びに火気使用設備、電気設備等の安全化を進めていくための資料として活用されるほか、東京都が実施している「地震に関する地域危険度測定調査」等の基礎データとして使用されています。

カ 東京都の地震時における路線別焼け止まり効果測定

地震時に拡大した火災が、道路等で焼け止まるか否かを調べるもので、道路や軌道ごとに測定します（最終は平成14年度実施 第3回測定）。

測定結果は、震災消防計画及び震災時の水利整備基準に用いられ、延焼拡大防止対策の推進に活用されています。

キ 地震災害、自然災害の調査

大規模な自然災害が発生した際には、災害実態や被災地の状況把握のために現地調査を実施し、災害対策に活かしています。最近では平成28年熊本地震、糸魚川市大規模火災、平成30年大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震の調査などを行っています。



▲ 糸魚川市大規模火災の状況



▲平成30年7月豪雨における現地調査

(3) 室内安全対策

ア 家具転対策推進の背景

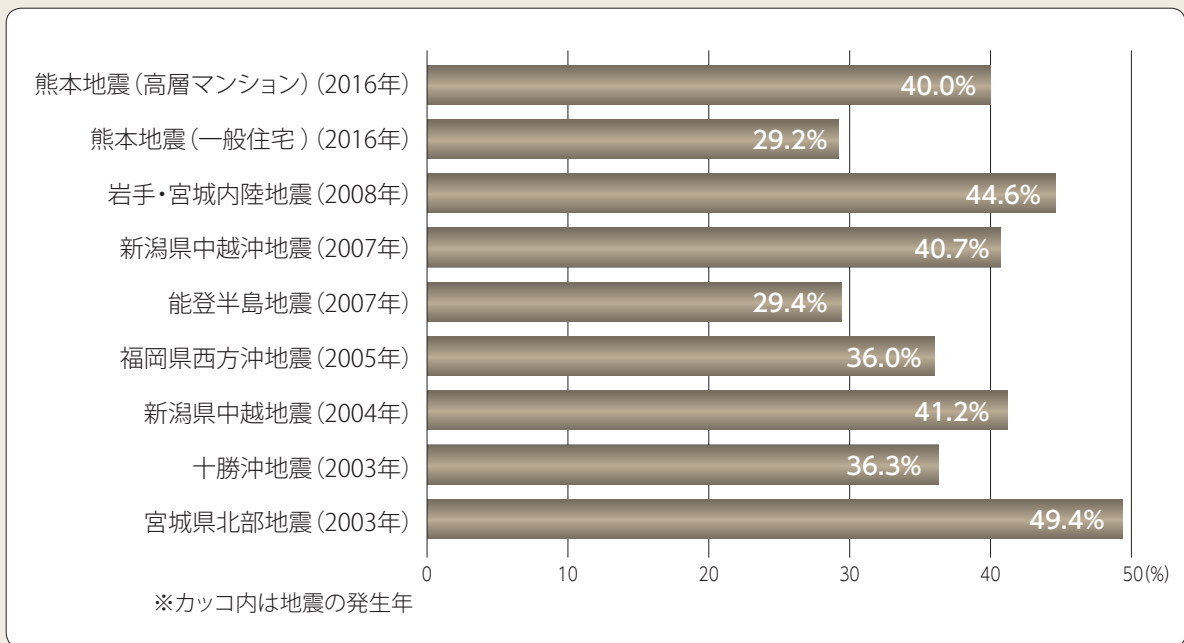
東京消防庁が実施した近年の地震被害調査では、負傷者の3～5割の方々が屋内における家具類の転倒・落下によって負傷していることが判明しました。

家具等がストーブなどに転倒・落下することで、火災が発生するなど、二次的な被害も引き起こすほか、避難通路、出入口周辺に転倒、移動しやすい家具類を置

くと、避難経路を塞いだり、引き出しが飛び出すことで、つまずいてケガをしたり、避難の妨げになることがあります。ご家族の負傷、火災の発生、避難障害の発生を防ぐためには、家具転対策が非常に大切です。(図表2-4-2)

※ 家具転対策とは、家具類の転倒・落下・移動防止対策のこと

■ 図表2-4-2 近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合



イ 家具転倒対策推進の経緯

東京消防庁では、震災による負傷者の低減を図るため、平成16年度、17年度及び19年度に、関連業界・関係機関等で構成する家具類の転倒・落下防止対策に関する委員会を設置し、実験・検討を行いました。平成21年度からは、複写機メーカーの協会が組織する地震対策ワーキンググループに参画し、複写機の地震安全対策について検討を行っています。

平成23年3月11日に発生した東日本

大震災について、都内や宮城県、福島県で家具転倒対策に関するアンケート及びヒアリングを実施した結果、特に建物の高い階層において家具類の転倒・落下・移動が多く発生している傾向が確認されました。これを受けて、平成23年9月に「長周期地震動等に対する高層階の室内安全対策専門委員会」を設置し審議を行い、平成24年2月に報告書を取りまとめています。

(図表2-4-3)

■ 図表2-4-3 家具転倒対策事業経緯

年度	事業名	概要
平成16	家具転倒対策（一般家具）の推進	平成15年に発生した宮城県北部を震源とする地震等を契機に、「家具類の転倒・落下防止対策に関する委員会」を設置し、家具の地震時の挙動と転倒防止器具の効果を検証
平成17	オフィス家具類、家電製品の転倒防止対策の推進	平成17年に発生した福岡県西方沖地震を契機に、「オフィス家具・家電製品の転倒・落下防止対策に関する委員会」を設置し、事業所や中高層階の住宅等における転倒防止対策を推進
平成19	住宅の壁構造等に着目した転倒防止対策の推進	平成19年に発生した新潟県中越沖地震を契機に、「家具類の転倒・落下防止対策推進委員会」を設置し、防止対策に有効な壁構造及び補強方法等について検討
平成21	複写機の地震安全対策ワーキンググループ（WG）への参画	（社）ビジネス機会・情報システム産業協会が、長周期地震動の複写機挙動への懸念及び転倒防止対策に対する改正消防法の施行により、WGのオブザーバーとして業界に対し知見の提供や業界に対する要望を実施
平成23	長周期地震動等に対する高層階の室内安全対策の推進	平成23年に発生した東日本大震災を契機に、「長周期地震動等に対する高層階の室内安全対策専門委員会」を設置し、家具類の転倒・落下に加え移動防止対策を追加するとともに、長周期地震動等による高層階の室内安全対策について取りまとめを実施

ウ 家具転対策普及推進方策

当庁では家具転対策を都民に広く普及啓発を行うため、次の周知啓発を実施しています。

(ア) 家具転対策用資料の作成・配布

「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」を作成し、都民等への配布やホームページへの掲載を行い、広く都民・事業所に普及啓発を実施しています。

(イ) 家具転対策のロゴマークの作成

地震時の家具転対策の普及促進を図るため、広報紙等の紙面を大きく割くことなく直観的に注意を喚起することができるロゴマークを作成し、あらゆる広報媒体を活用して周知啓発を図っています。

(図表2-4-4)

(ウ) その他

(ア)、(イ)のほか、普及啓発動画の作成や地震動シミュレーターを活用した普及啓発、セミナー等の開催、関係機関や関係業界との連携や、多様な広報媒体を活用した普及啓発を実施しています。

■ 図表2-4-4 家具転対策ロゴマーク活用事例



ボール式(つっぱり棒式)	ストッパー式	マット式・ストラップ式	ガラス飛散防止フィルム	感震ラッチ(扉開放防止器具)
<p>ボール式とストッパー式を併用すると効果が高くなります。</p> <p>ネジ止めせず家具と天井の間に設置できます。家具の両側・壁側奥に設置しましょう。</p>	<p>家具の下へくさび状に挟み込み家具を壁側に傾斜させます。家具の手前下に設置しましょう。</p>	<p>粘着性のマットでテレビの底とテレビ台を密着させます。(テレビ台の対策も忘れず！)</p>	<p>ガラスの破損や収納物の飛び出し防止に効果的です。ガラス戸の両面に貼ると効果が高くなります。</p>	<p>大きな揺れを感知すると扉が開かないよう自動でロックします。観音開きの扉に設置しましょう。</p>

エ 普及啓発用資器材の活用

自走式可搬型地震動シミュレーターは、全方向に動くVUTON(ブトン)クローラを活用した一人乗りの椅子が正確に再現した地震動と、揺れと同期した室内被害の映像により、地震動を疑似体験できます。

このシミュレーターでは、過去に起きた12の大きな地震と、想定した2つの東海地震、計14種類の地震メニューを体験できます。特に、起震車には搭載されていない長周期地震動を体験できることが大き

な特長です。(写真2-4-5)

振動発生装置は、水平方向振動に特化した簡易版地震実験装置です。可動台上で、粘着マット等の家具転対策器具を用いた器具効果の実験や、付属の建物模型を使用した地震動の周期の違い(長周期・短周期等)による共振現象の再現実験を行うことで、家具転対策器具の有効性及び必要性をわかりやすく示すことができます。

■ 写真 2-4-5 地震動シミュレーター



(4) 防火防災訓練

ア 防火防災訓練

防火防災に関する都民の防災行動力の向上を図るため、まちかど防災訓練車による初期消火訓練や起震車による身体防護訓練のほか、救出・救助訓練、応急救護訓練などを行っています。平成30年度に運用を開始したVR防災体験車は、バーチャリアリティ技術を活用し地震、火災、風水害の災害疑似体験ができます。



▲ まちかど防災訓練車



▲ VR防災体験車



▲ 防災訓練の状況

キュータの

Q & A



Q VR 防災車にはどうやって乗車するの？

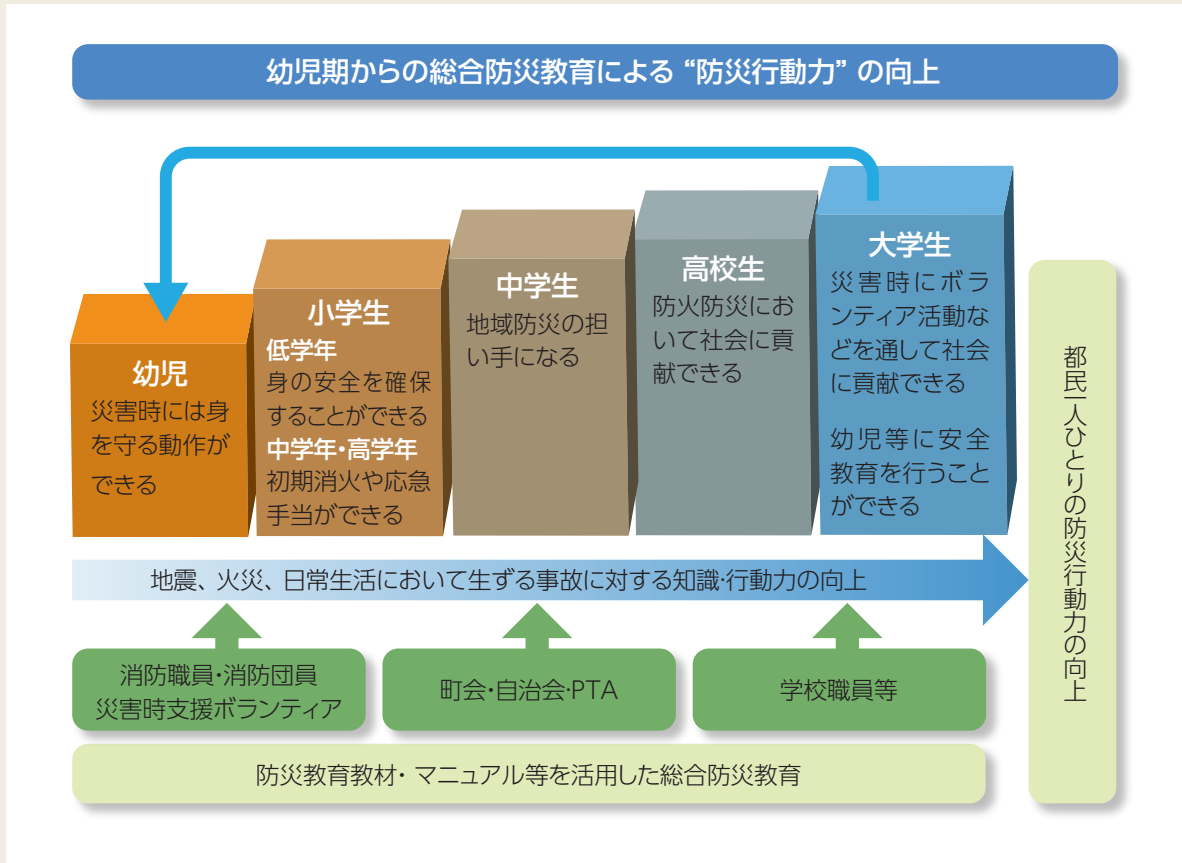
A イベント会場や防災訓練の会場で乗れるよ！東京消防庁公式アプリで、いつでも乗れるかお知らせしているよ。東京消防庁公式アプリは 26 ページを見てね。



イ 総合防災教育

幼児期から社会人に至るまでの段階に応じ、地震や火災、日常生活において生じる事故に関する防火防災教育を実施し、将来の地域防災を担う子供たちの防火防災意識の高揚及び防災行動力の向上に努めています。(図表2-4-6、7、8)

■ 図表2-4-6 総合防災教育



■ 図表2-4-7 地震に対する10の備え



■ 図表2-4-8 地震その時10のポイント



コラム

「東京マイ・タイムライン」

東京都総務局総合防災部では、風水害からの避難を考えるための材料を一式にまとめた「東京マイ・タイムライン」を令和元年5月に作成しました。マイ・タイムラインとは、いざという時に慌てることがないよう、避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決めておくことです。

「東京マイ・タイムライン」では、風水害からの避難に必要な知識を習得しながら、家族で話し合っ、マイタイムラインシートを作成することにより、適切な避難行動を事前に整理できるようになっており、マイ・タイムラインを作成するための

- (1) ガイドブック
- (2) マイ・タイムラインシート (3種類) 及び「必要な情報」シート
- (3) マイ・タイムライン作成用「行動」シール

で構成されています。

作成例は下図のとおりです。また、スマートフォンやパソコンから、作成、保存できるデジタル版の「東京マイ・タイムライン」もあります。

大型の台風がやってきたり、いきなり天気が変わって豪雨になった時など、そのときになってから、いろいろ考えては安全・安心な行動はできません。いざという時のため、日頃から危機感をもって備えることが大切です。

東京マイ・タイムラインは、台風、長引く大雨、急な豪雨から、みなさんの命を守るツールです。東京マイ・タイムラインで風水害に備えましょう。

詳しくは東京都防災ホームページ (www.bousai.metro.tokyo.lg.jp) をご覧ください。



(5) 災害時支援ボランティア

東京消防庁では、東京消防庁管下で震度6弱以上の地震が起きた際や大規模な自然災害や事故が発生した際に、消防署の支援を行うボランティアを募集しており、現在約14,500人の方が登録して活動をしています。

ア 災害時支援ボランティア制度

(ア) 発足の経緯

この制度の発足のきっかけとなったのは、平成元年（1989年）にアメリカ合衆国サンフランシスコ市を中心に大きな被害を出したロマ・プリータ地震でした。この地震におけるボランティアの目覚ましい活躍を目の当たりにし、日本においてもボランティアの必要性が認識されたことから、東京消防庁では、平成6年から災害時支援ボランティアの制度を試験的に導入しました。この試験的導入期間中である平成7年1月には、阪神・淡路大震災が発生し、その教訓などを踏まえて、平成7年7月から本格運用されました。

イ 災害時支援ボランティア用資器材等について

災害時支援ボランティアとしての活動の際には、保安帽、被服（ジャンパーまたはベスト）及び手袋を貸与しています。また、各消防署及び出張所には、災害時支援ボラ

ウ 活動内容について

災害時支援ボランティアの活動は、災害時の活動と平常時の活動に分けられます。

(ア) 災害時の活動

災害時の活動では、各消防署への自主的な参集後、それぞれ活動するチームを編成します。災害の状況に応じて、消防署からの活動支援の要請により、消防職員の

(イ) 登録要件

原則として東京消防庁管内に居住、勤務または通学する15歳以上（中学生を除く）で、以下のいずれかの要件を満たす方

- a 応急救護に関する知識を有する方
- b 過去に消防団員や消防少年団員として1年以上の経験を有する方
- c 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格や技術等を有する方

(ウ) 登録方法

居住、勤務または通学されている地域を管轄する消防署に事前に登録します。

ンティア用の救助資器材を配置しています。

訓練や活動時における事故の補償として、「ボランティア活動保険」に当庁で一括加入しています。

指揮下で活動することになります。

- a 応急救護活動
- b 消火活動の支援
- c 救助活動の支援
- d 災害情報収集活動
- e 後方支援活動（帰宅困難者に対する道案内、消火ホースや消防資器材

等の準備や整備、給食支援活動や仮設トイレ等の設定など)

(イ) 平常時の活動

- a 地域の防災リーダーとして、地域の防火防災訓練での指導
- b 災害時の活動に備え、各種訓練への参加

の参加

- c チームリーダー以上を目指す人を対象とした講習への参加
- d 消防出初式等の各種行事への参加
- e その他、登録消防署の要請による活動



▲ 搬送支援活動



▲ 応急救護指導

2 住宅防火対策



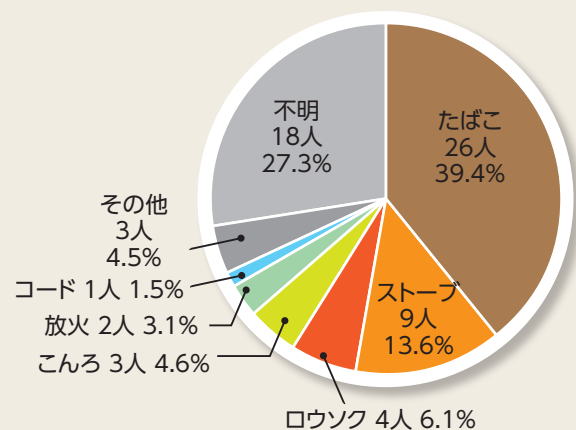
トピックス 6ページ

(1) 出火防止対策

平成30年中の住宅火災による死者は66人で、出火原因別にみると「たばこ」が26人(39.4%)と最も多く、次いで「ストーブ」が9人(13.6%)、「ロウソク」が4人(6.1%)となっています。(図表2-4-9)

最も多くの死者が発生している出火原因である「たばこ」をみると、死者26人のうち火種が落ちて出火する「火源が落下する」が19人(73.1%)、「不始末」が6人(23.1%)となっています。「火源が落下する」とは、たばこの火源が布団や着衣等の可燃物に

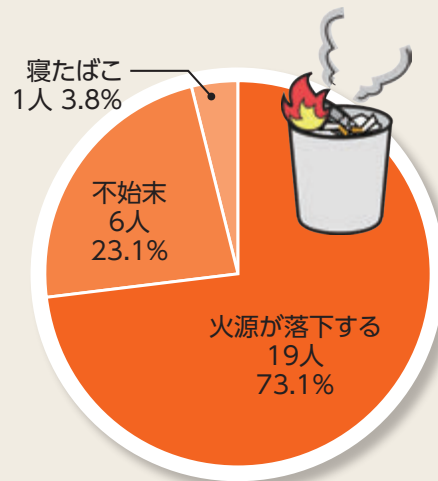
■ 図表2-4-9 出火原因別死者の割合



落下し火災となったものです。「不始末」とは、吸い殻でいっぱい灰皿等へ火種の残ったタバコを捨てたり、ゴミ箱やゴミ袋へ捨てたことによって火災となったものです。(図表2-4-10)

住宅火災においては、身近な物から火災になり、死者が発生する傾向が見られます。扱い慣れている器具等を使う場合であっても油断することなく、常に火災予防に努めることが重要です。

■ 図表2-4-10
たばこによる住宅火災死者の経過



(2) 住宅用防災機器等の普及促進

すべての住宅に設置が義務化されている住宅用火災警報器をはじめ、東京消防庁管内では火災予防条例において「住宅用防災機器等」として消火器、住宅用スプリンクラー設備、その他の初期消火に必要な機械器具または設備（小型の住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具等）の設置及び維持管理、燃えにくい防災性を有す

る寝具、衣類、カーテン及びじゅうたんの使用に努めるよう促しています。

住宅用火災警報器については設置促進、適切な維持・管理を推進するとともに、他の住宅用防災機器等についても各種広告物や広報媒体を活用し、引き続き住宅用火災警報器等の普及促進を図ります。



▲ 左から消火器、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具



▲ 防災及び非防災割烹着の燃焼状況比較

住宅用防災機器等が功を奏した事例が数多く報告されていますので、その一部を紹介します。

**【事例1】住宅用火災警報器の鳴動により早い発見、
通報につながり火災を未然に防いだ事例**

火災の程度	非火災		死傷者の発生状況	なし	
奏功機器・設置場所（設置状況）			住宅用火災警報器（煙式）・台所（全部設置）		
発見者	居住者	通報者	居住者	初期消火	なし

この事例は、共同住宅の居住者（男性・70代）が、飲酒し帰宅後、温かい牛乳を飲むために鍋に牛乳を入れ、電気こんろを付けたまま寝込んでしまったため、鍋が過熱され続け空焚きとなり、発生した煙を感知した住宅用火災警報器が鳴動しました。

居住者は、住宅用火災警報器の鳴動音と煙に気づき、台所に戻り電気こんろのスイッチを消したため、火災には至りませんでした。隣棟建物の居住者は、住宅用火災警報器の音と焦げたような臭いがしたため、火事だと思い119番通報しました。

**【事例2】住宅用火災警報器の鳴動により早い発見、
初期消火につながった事例**

火災の程度	ぼや		死傷者の発生状況	なし	
奏功機器・設置場所（設置状況）			住宅用火災警報器（煙式）・台所（一部設置）		
発見者	居住者	通報者	居住者	初期消火	なし

この火災は、住宅の居住者（男性・50代）が居室で、飲酒しながら喫煙した際に、たばこの火種が、座布団に落ちて着火し、火災となりました。居住者が気づき、台所から鍋に水を汲み消火をしましたが、完全に消火しておらず、数時間経った後、再出火しました。

火元建物の隣人Aは自宅にいたところ、住宅用火災警報器の鳴動音が聞こえてきたため、外に出て確認したところ、換気扇から白煙が出ていました。玄関ドアを叩き火災を知らせようとしたが、応答がなかったため、他の部屋の玄関ドアを叩いて火災を知らせ、自宅から離れた職場の固定電話から119番通報をしました。

玄関ドアを叩く音で目が覚めた火元建物の隣人Bは、玄関ドアを開けたところ下階から白煙が上がっていたので、火元部屋に行き玄関と窓を叩くと、居住者が玄関を解放したため、中を見ると奥の部屋に炎が見えたので、台所の鍋に水を汲み、初期消火をしました。



**【事例3】住宅用火災警報器の鳴動により早い発見、
通報、初期消火につながった事例**

火災の程度	ぼや	死傷者の発生状況	なし		
奏功機器・設置場所（設置状況）	住宅用火災警報器（煙式）・居室（全部設置）				
発見者	居住者	通報者	居住者	初期消火	あり

この火災は、共同住宅一人暮らしの居住者（女性・90代）が、電気ストーブの前で下着を暖めていたところ下着に着火し、火災となりました。

居住者は、室内に充満した煙と住宅用火災警報器の鳴動音を聞き、周囲を確認したところ電気ストーブの前で暖めていた下着が燃えているのを確認しました。その後、燃えている下着等を簡易便器に入れて初期消火を行い、自身の携帯電話から119番通報をしました。

**【事例4】住宅用火災警報器の鳴動により早い発見、
通報につながった事例**

火災の程度	部分焼	死傷者の発生状況	あり		
奏功機器・設置場所（設置状況）	住宅用火災警報器（煙式）・居室（全部設置）				
発見者	居住者	通報者	居住者	初期消火	なし

この火災は、不審者の男が、ペットボトルで何らかの液体を郵便受けに入れ、何らかの火源を用いて放火したことから火災になりました。（防犯カメラの映像を確認。）

就寝中だった居住者（女性・80代）は、就寝中に別の部屋で寝ていた居住者の夫の「苦しい、苦しい」という声と、火災を感知した住宅用火災警報器の鳴動音で目を覚まして、確認したところ、玄関付近に白煙が充満しているのを見つけたため、自宅の固定電話から119番通報をしました。

**【事例5】住宅用火災警報器の鳴動により火災の早い発見、
通報、初期消火につながった事例**

火災の程度	ぼや	死傷者の発生状況	あり		
奏功機器・設置場所（設置状況）	住宅用火災警報器（煙式）・居室（全部設置）				
発見者	居住者	通報者	居住者	初期消火	あり

この火災は、共同住宅の居住者（男性・50代）の居室において、コードを屈曲している状態で使用していたことから半断線により発熱及び短絡し、火災となりました。

居住者は、居室でパソコン作業をしていたところ、バチンという音がして電気が消え、その後すぐに住宅用火災警報器が鳴動したため、隣室を見に行くと床面から炎が立ち上がっているのを発見しました。

居住者は、片手鍋に水を汲んで掛けたが、煙が収まらなかったため、浴室のシャワーにて水をかけて初期消火を行い、自身の携帯電話から119番通報しました。

3 日常生活事故防止対策

(1) 子どもの事故防止対策

ホームページやSNS等を活用し、子どもに特徴的な事故防止への注意喚起を行っています。また、乳幼児の事故は、周囲の大人が注意することで事故防止につながるため、乳幼児の特徴的な事故の対策について掲載した「STOP! 子どもの事故」の冊子を都内の区市町村の窓口で母子健康手帳とともに配布しています。

(図表2-4-11)

■ 図表2-4-11 子どもの事故に関する主なホームページ掲載内容及び冊子

主なホームページ掲載内容

- 歯みがき中の事故の注意喚起と対策
- 窒息・誤飲による事故の注意喚起と対策
- おぼれる事故の注意喚起と対策
- やけどによる事故の注意喚起と対策
- 挟まれによる事故の注意喚起と対策
- 転落事故の注意喚起と対策

子どもの
事故防止冊子



(2) 高齢者の事故防止対策

ホームページやSNS等を活用し、高齢者に特徴的な事故防止への注意喚起を行っています。高齢者に特徴的な事故とその対策について掲載した「STOP! 高齢者の事故」の冊子を都内の一般乗合バス事業者の定期券発売所等のシルバーパス取扱い窓口で、新規発行者に配布しています。(図表2-4-12)

■ 図表2-4-12 高齢者の主なホームページ掲載内容及び冊子

主なホームページ掲載内容

- おぼれる事故の注意喚起と対策
- ころぶ事故の注意喚起と対策
- 窒息・誤飲による事故の注意喚起と対策
- 熱中症の注意喚起と対策

高齢者の
事故防止冊子



(3) 季節の事故に関する事故防止対策

ホームページやSNS等を通して季節の事故をタイムリーに発信し、注意喚起を行っています。特に夏場に多くの方が救急搬送される熱中症に関しては、ポスターを作成し各種イベントを通して都民に対して注意喚起を行うとともに、都内の幼稚園や小学校などに対しても注意喚起を行っています。(図表2-4-13)

■ 図表2-4-13
季節の事故の主なホームページ掲載内容と熱中症予防ポスター

主なホームページ掲載内容	
夏場	<ul style="list-style-type: none"> ● 熱中症の注意喚起と対策 ● 河川やプール等における事故の注意喚起と対策
冬場	<ul style="list-style-type: none"> ● 餅などによる窒息事故の注意喚起と対策 ● 積雪や凍結路面に係る故の注意喚起と対策

熱中症
予防ポスター



(4) 社会的関心が高い事故及び重大事故防止対策

社会的関心が高い事故や重大事故が発生した場合は、報道発表、ホームページ、SNS等を活用しタイムリーに注意喚起を行っています。(図表2-4-14)

■ 図表2-4-14
注意喚起を実施した主な事故

- 指等を切断する事故
- 宅配ボックスに子供が閉じ込められる事故の注意喚起と対策
- 掃除中の事故の注意喚起と対策
- 歩きスマホ等に係る事故の注意喚起と対策
- 耳かき中の事故の注意喚起と対策
- 河川やプール等での水の事故



4 要配慮者の安全対策

(1) 要配慮者の居住環境の安全化

ア 総合的な防火防災診断の概要

東京消防庁では、地域が一体となった防火防災対策による安全・安心の実現を掲げ、区市町村、町会自治会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生児童委員等の関係機関と積極的に連携して、要配慮者に対する各種防火防災対策を推進しています。

そのなかのひとつの事業である総合的な防火防災診断は、高齢者、障害者など災害発生時に支援が必要な方のお宅を消防職員が戸別に訪問し、火災、震災、家

庭内事故等の危険性をチェックし、安全・安心な生活を送るためのアドバイスなどを行うもので、東京消防庁管内の全消防署で実施しています。(図表2-4-15)



キュータの

Q & A

Q 地震が起こったとき、ひとり暮らしのおじいちゃんが心配…



A 東京消防庁では、災害発生時に支援が必要な方のお宅を訪問し、震災時等の危険性をチェックし、アドバイスなどを行う総合的な防火防災診断を行っているよ。

イ 総合的な防火防災診断の奏功事例

(事例1) たばこ

タバコの灰により畳が煤けた状態を発見したので、火災危険と吸い殻の始末について指導しました。地域包括支援センターやケアマネージャー等の福祉関係者に速やかな情報提供を実施し、関係機関と連携し

て安全対策を図ったところ、適切な喫煙状況に改善されました。

(事例2) 暖房器具

電気ストーブや石油ストーブの周囲に物が散乱しており、ストーブの上部に洗濯物が干してあったため、火災危険について説

明するとともに、周囲の物を移動して改善し、出火防止を図りました。



■ 図表2-4-15 防火防災診断結果のお知らせ

(事例3) こんろ

鍋の空焚きによる火災通報があった対象者と家族にガスコンロの使用放置の危険性を伝えたとこ、後日、住宅用火災警報器の設置とIHヒーターに交換することとなりました。

(2) 要配慮者及び支援者の防災行動力の強化

ア 安否確認や避難支援を取り入れた防火防災訓練

大地震等の大規模災害が発生した時の行動として、自分自身の身は自分で守る「自助」及び地域の中でご近所同士が助け合う「共助」の考え方に基づく地域の防災力の向上を、各種訓練等を通じて積極的に推進しています。

そうしたなか、支援や配慮が必要となる高齢者や障害者等の方々を大規模災害から守るためには、平時の訓練の中に安否確認要領や避難支援要領などの対応訓練を取り入れることが重要です。

各消防署では、管内にある障害者団体や町会自治会等に積極的に訓練実施の働

きかけを行い、互いが互いの存在を認識し、有事の際には、支援が必要な方々の避難を地域住民が支援や救護をするなど、地域の防災行動力の向上を推進しています。



イ 啓発資料「地震から命を守る『7つの問いかけ』」

防火防災訓練、防災講話等で各消防署が配布しているリーフレット「地震から命を守る『7つの問いかけ』」は、災害時に支援や配慮が必要となる方々への防災行動力向上を目的として、災害発生時に想定されるリスクや対応策（備えと行動）について、時系列に沿って設定した7区分ごとに、その要点を整理し、本人及びその支援者に分かりやすく表現された資料です。問いかけ方式で気づきと自主的な取組を促しています。（図表2-4-16）

■ 図表2-4-16
啓発リーフレット
「地震から命を守る『7つの問いかけ』」



(3) 要配慮者の安全を確保する通報制度

東京消防庁では、一人暮らしの高齢者や聴覚または言語・音声等に障害のある方を対象とする各種通報制度を整備・運用しています。

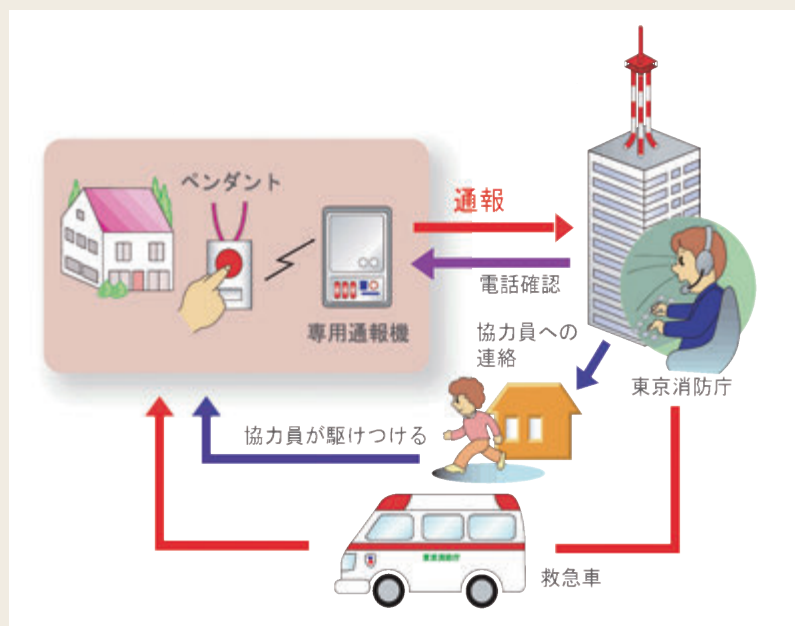
ア 自動通報制度

火災や急病等の時に、住宅用火災警報器の作動信号やペンダントを押すことにより、自動的に東京消防庁へ通報される制度です。なお、利用に関する詳細は、各区市町村の窓口までお問い合わせください。

(ア) 緊急通報システム

高齢者の方や身体の不自由な方などが、急病等のときにペンダントを押すと東京消防庁へ通報され、直ちに救急車やポンプ車が出発するとともに地域の協力員が駆けつけるものです。なお、協力員に代わって契約している登録事業者がペンダントの信号を受信し、119番通報するとともに現場派遣員が駆けつける制度もあります。（図表2-4-17）

■ 図表2-4-17 緊急通報システムのしくみ

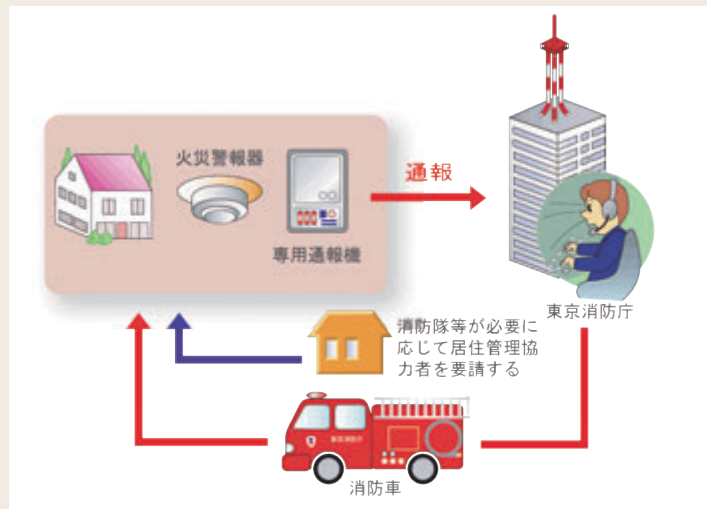


(イ) 火災安全システム

高齢者の方や身体の不自由な方がお住まいの住宅で火災が発生した時に、住宅用火災警報器により火災を感知し、専用通報機から自動的に東京消防庁へ通報されるものです。

(図表2-4-18)

■ 図表2-4-18 火災安全システムのしくみ



イ 緊急ネット通報

音声（肉声）による119番通報が困難な聴覚または言語・音声等に機能障害のある方が緊急通報を行う補助手段として、携帯電話やスマートフォンのウェブ機能により東京消防庁へ火災や救急などの通報ができるものです。なお、緊急ネット通報を利用するためには、事前の登録が必要です。(図表2-4-19)

■ 図表2-4-19 緊急ネット通報の画面



ウ 119番ファクシミリ通報

事前登録等は不要で、FAXを利用して119番通報することができます。

FAX番号は局番なしの119番です。迅速に通報できるよう、普段からFAX機器の近くに住所、FAX番号、氏名等の必要情報を記載した送信用紙を事前に準備しておくことが大切です。(図表2-4-20)

■ 図表2-4-20 119番ファクシミリ通報カード



5 自主防災組織の育成指導

(1) 女性防火組織

女性防火組織は、地域の女性を対象として、防火防災に関する知識、技術を身に付け、地域に対する防火防災思想の普及啓発に寄与することを目的として結成された組織です。

東京消防庁管内には、丸の内消防署を除く地域の消防署ごとに81の組織が結成（立川消防署には2組織が結成）されており、15,927人（平成30年5月現在）の会員が各地域や家庭における防災リーダーとして

活動しています。（図表2-4-21）

身近な防災に関する有識者を招いた幹部研修会や、防火防災に関する資器材の整備を通じて、知識技術の向上を推進しています。入会方法や活動の内容などは、お近くの消防署にお問い合わせください。

■ 図表2-4-21 女性防火組織の現況

組織数	会員数（人）
81	15,927



▲ 地域の行事における防火防災指導



▲ 女性防火組織幹部研修会

(2) 消防少年団

ア 消防少年団とは

消防少年団は、小学生から高校生までを対象として、防火防災思想の普及啓発だけでなく、青少年の健全な育成につながる活動を行う組織です。丸の内消防署を除く消防署ごとに80の消防少年団が結成されており、地域のボランティアである指導

者の皆さんに支えられながら活動しています。

都民の皆さんの防災意識の向上に合わせ、団員数は約4,500人で推移しており、未来の地域の防災リーダーを輩出しています。（図表2-4-22）

年代別に定められた指導カリキュラムの下、消防署と指導者が協力して効果的な指導育成を行っていますので、入団方法や活動の内容など、詳しくはお近くの消防署にお問い合わせください。

■ 図表2-4-22 消防少年団の現況

年度	団員数(人)	指導者数(人)
平成28年度	4,541	1,969
平成29年度	4,640	1,971
平成30年度	4,495	1,852



▲ 応急救護訓練



▲ ロープ結索訓練

イ 消防少年団による特色ある活動

地域の特性に合わせて、各団で特色ある活動が行われています。また、東京消防出初式では、鼓笛隊、団旗手隊等による華やかな祝賀パレードを行っています。



▲ 着衣泳法訓練



▲ 山岳救助訓練体験



▲ 東京消防出初式における祝賀パレード

(3) 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、消防少年団よりも年少である幼稚園児及び保育園児等を対象として、災害時には身を守る動作ができることを目標に、各園等を単位として結成された組織です。(図表2-4-23)

避難訓練等に合わせ、教材等を活用して消防に対する興味を持ってもらい、危険

に対する反応を高めるよう育成指導を行っています。

■ 図表2-4-23 幼年消防クラブの現況

組織数	クラブ員数(人)
1,534	189,810



▲ 教材を活用した育成指導



6 消防水利

(1) 東京消防庁の水利整備事業

東京消防庁では、消防水利を適正に配置するため、平常時の火災に対しては、国が定めている「消防水利の基準」に基づき、水道事業者と連携を図りながら消火栓を主体に整備を進めています。

震災時については、消火栓が使えなくなることなどを考慮して、「同時多発火災」及び「大規模市街地火災」への対応の考え方にに基づき、防火水槽等の整備や河川・海などの自然水利の確保を進めています。

「同時多発火災」への対応としては、管内

を一辺250mの正方形の区域(以下「メッシュ」という)に区分し、火災が延焼拡大する危険性が高いメッシュには100m³以上の水量を、その他のメッシュには40m³以上の水量を確保することとしています。

「大規模市街地火災」への対応としては、管内を一辺750mの正方形の区域に区分し、区域内で想定される大規模市街地火災を消火するために必要な水量を確保することとしています。

(2) その他の水利整備事業

消防水利の整備については、当庁が独自に防火水槽を設置するだけでなく、防災まちづくり等の都市基盤整備事業に併せた水利整備も行っており、消防水利開発補助金交付制度を導入し、民間建物の建築に併せた地中ばり水槽（建物の基礎ばりを利用した水槽）の設置等を促進するとともに、東京都水道局が管理している貯水池等の各種水源についても消防水利として活用を図っています。

さらに、河川をせき止める資材（貯水シート）や生活用水等にも転用可能な震災時多機能型深層無限水利（深井戸）を整備するほか、海や河川などの豊富な水量を有する水源を活用できるように計画するとともに、地域住民の方々が活用しやすい水利とするため、木造住宅密集地域内の

公園内に設置されている防火水槽の鉄蓋を、軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるように小蓋を併設した「親子蓋」に交換しました。

また、当庁が管理する戦時中に設置された防火水槽のうち、緊急輸送道路下に設置されているものについては、埋め戻し措置を施して道路機能を確認し、一般道路下に設置されているものについては、防火水槽内部に補強及び防水措置を施すことで今後も活用できるよう再生しています。

なお、多摩地域については、消防水利施設の設置等に関する事務を各市町村が行うこととなっており、消防機関として円滑な消防活動を行うため、各市町村と連携を図りながら、効果的な消防水利の整備促進に努めています。（図表2-4-24）

■ 図表2-4-24 消防水利の現況

（平成31年3月31日現在）

区分			23区	多摩地区	区分			23区	多摩地区
消火栓			89,059	45,883	受水槽			1,709	655
防火水槽等	40㎡以上	22,087	12,184	プール			1,507	893	
	40㎡未満	677	379	河川・溝			1,815	722	
	計	22,764	12,563	海			439	0	
貯水池	40㎡以上	73	136	池・ほり			198	153	
	40㎡未満	12	32	その他			15	1	
	計	85	168	合計			117,591	61,038	



▲ 震災時多機能型深層無限水利(深井戸)



▲ 親子蓋



▲ 経年防火水槽の再生